別記様式第1号(第四関係)

にし あい づ まち

# 西会津町地区活性化計画

西会津町

平成26年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

|計画の名称 | 西会津町活性化計画

#### 目標:(※3)

地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)を整備し、地域農林産物、加工品の販売力強化・ブランド化による農業の振興と交流人口の増加を目指す。これにより、農家の所得向上や農業6次産業化を促進する仕組みを確立し、持続可能な地域づくりを目指すほか、地域住民との交流の場を提供することにより、農村と都市部との交流を促進させるとともに、販売力強化施設を通した交流人口の拡大によって地域の活性化を図る。

具体的な数値目標として、交流人口の増加14.88%(H24年度348,202人(交流促進施設立寄人数)→H29年度400,000人)、農林産物の販売額の増加36.01%(H24年度24,904,000円(交流促進施設・ 農林産物売上)→H29年度33.872.000円)を目指す。

#### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

西会津町地区は、福島県の西北部に位置しており、東に喜多方市、会津坂下町、南に柳津町、金山町、北及び西は新潟県阿賀町とそれぞれ接している。町の中央部を国道49号及びJR磐越西線がほぼ並行して東西に横断し、その南側を磐越自動車道が通っている。かつては旧越後街道の宿場町、西の玄関口として交通・商業の要衝の地として栄えた。町内には一生に一度は「どんな願いも聞いてくださる山の神様」として毎年多くの参拝客が訪れる「大山祗神社」、県重要文化財で会津ころり三観音の一つである「鳥追観音」があり、信仰の里としても親しまれている。

町の人口は7,366人、世帯数は2,653世帯(平成22年国勢調査)で、そのうち総農家戸数は1,023戸(農林業センサス)と38.6%を占めており農家の割合は高くなっている。町の面積は298.13k㎡で、そのうちの85.5%(255.04k㎡(平成23年度福島県森林・林業統計書))を森林が占めている。

#### 現状と課題

西会津町地区では、米、野菜(きゅうり、アスパラガス、トマト)、菌茸類(シイタケ)が主要な生産品である。米価の低迷をはじめ農林産物の輸入増加によって、離農者や耕作放棄地が増加してきている。また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、家屋や公共施設等への直接的な被害は少なかったものの、農業や観光などの事業に未だ影響を与えている。特に原子力発電所事故の影響による風評は現在においても払拭できず、震災前の交流人口の水準までには未だに戻っていない(平成22年度620,992人→平成24年度577,872人(福島県観光客入込状況 H22年度、H24年度から))。

西会津町の人口は、国勢調査の5年間で10.6%(H17国勢調査8,237人→H24国勢調査7,366人 △871人)の減となっている。また、農業就業者の高齢化が顕著であり、地域の活性化を図る必要がある。

このような状況から、地域の活性化・農業振興を図るためには、交流人口の増加が大きな課題となっている。

#### 今後の展開方向等(※4)

西会津町地区は、新潟県に接し福島県の西の玄関口に位置しており、「東日本大震災」では、食料・水・衣料・ガソリンなど被災地への救援物資搬入の最前線となった。現在、西会津町地区内の国道49号沿いの下條地内には、国の事業により情報提供施設や防災倉庫、自家発電装置などが整備されている。また、町で整備した交流促進施設があり、地区内で採れた農林産物や特産品、会津地域の物産を販売し、国道49号を通過する道路利用者などに西会津町地区はもとより会津地域の魅力等を発信しており、災害時には、緊急避難先としての役割を担っている。西会津町地区では、福島県の西の玄関口としての立地条件を生かし、今まで以上に会津地域の活性化につながるよう魅力等をPRし、人の流れを誘導し、その効果を最大限に発現できるような拠点として、また災害発生時の拠点としての環境整備を進めて行く。

具体的には、地区区域の下條地内において、既存の交流促進施設の隣接地に、新たに地域連携販売力強化施設を整備し、町外からの新たな顧客(消費者)を呼び込み、地域農林産物の 販売促進と農業6次産業化を促進し、農家所得の向上と地域農林業の振興を図る。

また、施設の情報機能を充実させ西会津町地区の都市にはない自然豊かな魅力をアピールしグリーンツーリズムなどの交流事業を通して、交流人口の増加を図るとともに、地域周辺の観光施設等の利用促進など地域活性化を図って行く。さらには、地域の防災拠点としても強化して行く。

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

# 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体		法第5条第2項第 2号イ・ロ・ハ・ニ の別(※3)	備考
西会津町	西会津町地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	西会津町	有	//	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
西会津町	西会津町地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	西会津町	有	

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

#### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

近隣の市町村と連携し、会津地域の地域活性化につなげるため、魅力等を積極的にPRする。

地域連携販売力強化施設において、福島県の西の玄関口として役割を果たすため、近隣市町村等の観光情報やイベントについてPRし、近隣町村への誘導を図って行く。

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・二の別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・二のいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

# 3 活性化計画の区域(※1)

西会津町地区 区域面積(※2) 29,813ha

#### 区域設定の考え方 (※3)

#### ①法第3条第1号関係:

一西会津町地区の総面積29,813haのうち、農林地面積は26,861ha(林野面積25,192ha、農用地面積1,669ha)で、地区の総面積の90.1%を占めている。

農家戸数は1,023戸で総世帯数2,653世帯の38.6%を占めている。15歳以上の就業者数は3,717人、このうち農業従事者者は1,649人で、44.4%を占めている。

#### ②法第3条第2号関係:

西会津町地区の人口は、7,366人(H22国勢調査)で5年前の8,237人(H17国勢調査)に比べて、10.6%の減となっており、高齢化率は41.4%と高く農業就業者の高齢化は著しい。

このような現状から、地域の活性化が喫緊に求められており、地域連携販売力強化施設を中心とした地域農産物・加工品の販売力強化、農業の6次産業化を図り、地域経済の活性化を目指すとともに、地域住民との交流事業の展開による交流人口の拡大を図り地域活性化を推進する。

# ③法第3条第3号関係:

地区は、農業振興地域内に設定している。

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

# 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

(17)11-24/201	(1/中以及圏の/川に区)の工作(成外の圧目リオンスカラウ」、中、パ												
土地の所在		地	地目		新たり	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的			
						土地所	f有者		土地	ff有者	農地(※2)	市民農園施設	
	地番	登記簿	登記簿 現況 地		権利の 種類(※1)	氏名	住所	権利の 種類(※1)	氏名	住所	市民農園整備 促進法法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	種別(※3)	備考
【該当なし】													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		種別(※5) 構造(		建築面積	所要面積 工事期間		備考	
建築物									
工作物	【該当なし】								
計									

(3)開設の時期	(農林水産省令第2条第4号二)
【該当なし】	

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたは口を記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

# 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

	事項	内 容	備 考
(1)	農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	【該当なし】	
(2)	移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3)	権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
	② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
	③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (※5)		
(4)	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
	① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は 移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利 の条件(※6)		_
	② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する 事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準 について記載する。
  - また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、 残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、 借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、 例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律 関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画期間の終了翌年度の平成30年度において、計画期間前との比較により、交流人口の増加及び農産物の販売額の目標達成状況を検証するほか、 有識者等の第三者からの意見を伺い事後評価を行うものとする。

- ①交流人口の増加14.88%の把握方法 既存の交流促進施設及び地域連携販売力強化施設の利用者数により把握する。
- ②農林産物の販売額の増加36.01%の把握方法 地域連携販売力強化施設の販売額により把握する。

#### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。 なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。 その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。 関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定める ところによるものとする。